

1. 意見募集期間

令和元年8月27日(火曜日) ～ 9月30日(月曜日)

2. 募集結果

① 提出された方の総数:30通

② 提出された意見件数:187件

(1通の中にある、御意見と考えられる部分を「意見件数」としてカウントしている。)

3. 意見の内訳

項目	件数	項目	件数	項目	件数
目的及び基本理念	14	相談及び情報の提供等	10	都内に住所を有しない被害者への支援	7
都の責務	23	心身に受けた影響からの回復	3	都民の理解の増進	3
都民の責務	3	安全の確保	6	民間支援団体に対する支援	3
事業者の責務	4	居住の安定	3	人材の育成	4
民間支援団体の責務	6	雇用の安定	1	個人情報の適切な管理	3
支援計画の策定	10	経済的負担の軽減	25	全体	43
総合支援体制の整備	16	合計	187件		

(取りまとめ方法等)

- ・1通の中にある、御意見と考えられる部分を件数としてカウントしている。
- ・各御意見は、内容に最も近いと考えられる項目に分類している。
- ・御意見については、明らかな誤字・脱字等、掲載する際に一部表現の修正を行っている。
- ・御意見の内容を精査し、一部意見を分割・統合したものがあある。

4. 「意見の概要」と「意見に対する都の考え方」

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
1	目的及び基本理念	定義も追加してほしい。例えば、「犯罪被害者等支援」、「犯罪被害者等」、「民間支援団体等」を明らかにしてほしい。	「犯罪等」「犯罪被害者等」「犯罪被害者等支援」「民間支援団体」などを定義する方向で検討を進めます。
2	目的及び基本理念	「犯罪被害者等」に、どこまでの関係の人が含まれているのか示すべきである。	「犯罪被害者等」を「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」と定義する方向で検討を進めます。
3	目的及び基本理念	相互に連携・協力するのは、「国、都、区市町村、民間支援団体等」だけでなく、都民、事業者も入る。「民間支援団体等」の「等」の中にも含まれるとしても、きちんと明記するか、「民間団体等」あるいは「市民社会団体」とするのが適切である。	
4	目的及び基本理念	相互に連携・協力する中に、「被害者団体」も入れるべきである。「被害者団体」は、適切な支援かどうかを判断できる必要不可欠な存在である。また「被害者団体」の多くは、「犯罪被害者等基本法」の制定、「犯罪被害者等基本計画」の策定にも参画した。また、「民間支援団体等」の「等」が「被害者団体」を含んでいることを意味するのかもしれないが、支援団体はあくまで「支援」を提供する団体であり、被害者の代弁者ではない。被害者団体と民間支援団体に格差がある扱いをしないようにしてほしい。	「国、都、区市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力」とする方向で検討を進めます。
5	目的及び基本理念	「支援を途切れることなく総合的に提供する」とあるが、支援に係る職員等の意識を高める文章を目的及び基本理念に入れるべきである。	基本理念に「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない」とする方向で検討を進めます。
6	目的及び基本理念	「国、都、区市町村、民間支援団体等」とあるが、条例で支援の主体は「都」ですから、これらを同列にするのは相応しくない。	犯罪被害者等基本法の前文に基づき、条例では、「国や都、区市町村、民間支援団体等が相互に連携・協力して、支援を推進する」とする方向で検討を進めます。
7	目的及び基本理念	被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるまでの間」及び、「支援を途切れることなく総合的且つ計画的に提供する」の文言を加えるべきである。	目的に「犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進します。」、また基本理念に「犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。」とする方向で検討を進めます。

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
8	目的及び基本理念	基本理念に書かれている「個人の尊厳にふさわしい処遇」については、憲法13条に規定する個人の尊厳の理念は犯罪被害者等についても尊重されるべきですが、その尊厳における被害者の「名誉」と「プライバシー」が非常に傷つけられていることは事実です。したがって、目的及び基本理念に、「名誉」と「プライバシー」を明記することで、どのような尊厳を保障することが重要かを最初に謳ってはいかがか。	
9	目的及び基本理念	「個人の尊厳にふさわしい処遇」とあるが、尊厳という言葉に何が含まれているのかが明確でないため、はっきり明記すべきである。	被害者等の方々の尊厳については、犯罪被害者等基本法に基づき、条例案の基本理念には、「全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と謳い、また、「二次的被害」の定義にあたっては、「名誉の毀損」、「私生活の平穩の侵害」を含める方向で検討を進めます。
10	目的及び基本理念	「個人の尊厳にふさわしい処遇」を保証されることが書かれているのはよいが、それに関連して、「名誉」と「プライバシー」を保証することも書くべき。被害者の名誉をプライバシーを守り、被害者に二次被害を与えない社会をつくる責務は、国だけでなく、都にもあるのではないか。	
11	目的及び基本理念	犯罪そのものがなくなるのが被害者、都民、国民の願いであり、目指すべきもの、つまり目的のはずである。加えて降りかかる「二次被害」は、社会の“犯罪被害者”への理解や法制度のしくみがあれば無くすることができるのが、「二次被害」と思います。基本理念として、被害者に「二次被害」を与えない社会づくりを基本理念に掲げて頂きたい。	基本理念を「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない」とする方向で検討を進めます。
12	目的及び基本理念	犯罪被害者等への支援を考える上で、「世界に開かれた成熟都市」とは不適切な言葉です。「成熟都市」と自負できる東京都であるなら、とくに条例ができていて犯罪被害者等への理解、支援、援助、権利擁護が充実しているはずである。	
13	目的及び基本理念	全体として支援の押しつけ的な印象を認めない。犯罪被害者等の立場に立つこと、犯罪被害者等の声に耳を傾け、そのニーズを満たすこと等、誰のための条例なのか、常に喚起できる文言も必要である。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
14	目的及び基本理念	「犯罪被害は、都民の誰もがいつにあうか分からないものであり、その責任は第一次的には加害者にあるとしても、被害については、社会全体で負担していくべきものであり、都が都民の安全な生活を確保することができなかったものであること」を明記してほしい。	
15 ～ 23	都の責務	被害者の名誉とプライバシーを守り、二次被害を防止するのは、都民や事業者の責務だけでなく、都の責務でもある。二次被害の防止について、「都民の責務」と「事業者の責務」には入っているが、「都の責務」にも入れるべきである。	二次的被害への配慮について、基本理念に「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。」とし、「都の責務」に「基本理念にのっとり」と加える方向で検討を進めます。

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
24	都の責務	被害を受けた直後の被害者にとって最も重要な「生活支援」は、「基礎自治体」である区市町村が中心になるにしても、都の全面的なバックアップが必要です。「情報の提供」と「助言」では不十分であり、都にリーダーシップを取る姿勢を示していただきたい。	「区市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う」とする方向で検討を進めます。
25	都の責務	「区市町村への情報提供、助言等の支援をする」とあるが、等は何を指すのか明記が必要である。	
26	都の責務	「支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」とあるが、どのようなものが含まれるのか明記が必要である。	「支援計画」に「支援計画には、ア 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方、イ 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策、ウ ア及びイのほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項、について定める。」とする方向で検討を進めます。
27 ～ 32	都の責務	国、区市町村、民間支援団体及び東京三弁護士会との役割分担を踏まえ・・・と、弁護士会との連携を明記すべきである。	弁護士会との連携については、個別具体的な支援策の中で、必要に応じて行っていきます。
33	都の責務	都の総合的対応窓口には、福祉・保健分野の専門職を配置し、被害者のニーズを的確に把握し、区市町村のできることは区市町村に、カウンセリングや警察の事情聴取や裁判の付き添いは民間支援団体に、その他必要な機関に連絡する等交通整理役を期待する。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
34	都の責務	都は条例に基づく支援の主体ですから、都の責務としては、犯罪被害者等の要望が満たされているか、そのための支援が適切におこなわれているか常に注意を払い、都と連携・協力している公共団体と民間団体と都民とが、定期的に公開の協議をすることも検討してほしい。	
35	都の責務	都の総合的対応窓口保健・福祉分野の専門職員を配置し、被害者のニーズを的確に把握し、必要な機関につなげる体制をとって欲しい。	
36	都の責務	都が行うべき支援の内、最も重要なものが「生活支援」である。生活支援は、区市町村が中心となるにしても、都の全面的なバックアップが必要であり、区市町村に対して「情報の提供」と「助言」では不十分である。	「区市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う」とする方向で検討を進めます。
37	都の責務	「役割分担を踏まえ」という言葉は、「やりたくないこと」を「分担外（できないこと）」と置きかえようとしているように感じる。犯罪で起きることや、犯罪被害者等に起きることは、予測不可能なことや、都内だけで納められないこともあるので、都の役割を狭めるために、この文言を使うようなことをしないでほしい。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
38 ～ 39	都民の責務	「配慮に努める」という言葉は犯罪被害者を支援するという強く明確な意思が感じられない。	

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
40	都民の責務	都の施策とあるが、施策をもっと具体的に明記するべきである。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。
41	事業者の責務	「被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる各種手続等についての配慮」も含めるべきである。	「犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行う」を加える方向で検討を進めます。
42 ～ 43	事業者の責務	「配慮に努める」という言葉は犯罪被害者を支援するという強く明確な意思が感じられない。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
44	事業者の責務	都の施策とあるが、施策をもっと具体的に明記するべきである。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。
45	民間支援団体の責務	都、都民、事業者、民間支援団体のすべてを対象に、犯罪被害者等への理解を深め二次的被害を与えないよう努力することとしてほしい。都と民間支援団体の責務には二次的被害のことが入っていませんが、民間支援団体の責務にも必要である。	二次的被害への配慮について、基本理念に「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。」とし、「民間支援団体の役割」に「基本理念にのっとり」と加える方向で検討を進めます。
46	民間支援団体の責務	都の施策とあるが、施策をもっと具体的に明記すべきである。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性や考え方を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。
47	民間支援団体の責務	「支援の推進に努める」を「支援を行う」とすべきである。	
48	民間支援団体の責務	「都の政策への協力を努める」とあるが、民間支援団体をもっと都に対して助言、提言を行えるような内容に変更してほしい。	
49	民間支援団体の責務	二次被害防止の課題を「配慮に努める」ではなく強調、重視した内容に変えるべきである。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
50	民間支援団体の責務	条例で民間支援団体の責務を規定するのはおかしい。この条は削除すべきである。	

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
51	支援計画の策定	支援計画を策定するに当たり、あらかじめ都民の意見を反映するために必要な措置を講ずることが必要であり、この計画は必ず公表することを原則としてほしい。 また、支援計画の策定及び変更にあたっては、都が有識者をはじめとする第三者の意見や、都民の要望等について反映し、特に被害当事者の話をしっかり取り入れる仕組みを構築してほしい。	「支援計画を定めたときは、これを公表する」、「支援計画を定めようとするときは、あらかじめ都民等の意見を聴く」とする方向で検討を進めます。
52	支援計画の策定	「総合的かつ計画的に推進する計画を策定する」とあるが、いつ、どのくらいの質のものを考えているのか、また一度作って満足することなく、修正、見直しを適宜行うことを確約する内容が必要である。	「支援計画は、犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方、犯罪被害者等支援に関する具体的な施策、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項について定める」とする方向で検討を進めます。
53 ～ 60	支援計画の策定	「計画策定にあたっては、当事者、支援者、関係機関等で構成される協議会の意見を聞いて策定する。」という文言を入れるべきである。	「支援計画の策定・見直しにあたっては、あらかじめ都民等の意見を聴くこととする」とする方向で検討を進めます。この都民等には、当事者、支援者、関係機関を含むと考えています。
61	総合支援体制の整備	犯罪被害者等が平穏な生活に戻るための支援であることを原点として、そのために、条例の制定や計画の策定、支援体制のあり方の検討等には、被害者や被害者団体が関わり、そのニーズや要望が適切に反映してほしい。	
62	総合支援体制の整備	総合的な支援体制を整備する際に、都は、再被害及び二次被害の防止並びに犯罪被害者等が受けた被害の潜在化の防止に留意すべきである。	
63	総合支援体制の整備	被害者は時間の経過に従って、必要な支援が変化していきますので、被害者のニーズに合った支援が途切れることなく受けることができるよう、必要な措置を講じるべきである。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
64	総合支援体制の整備	支援の当たり、都内の市区町村と連絡する際には、都民センターより自治体の職員からの連絡の方が円滑に進むので、都に相談員（専門職）を配置すべきである。	
65 ～ 69	総合支援体制の整備	東京三弁護士会との連携を明記すべきである。	弁護士会との連携については、個別具体的な支援策の中で、必要に応じて行っていきます。
70 ～ 74	総合支援体制の整備	「犯罪被害者等支援施策協議会」を設置し、都は年1回、計画策定後の施策の実施状況について、協議会に報告する旨を盛り込むべきである。	「支援計画の策定・見直しにあたっては、あらかじめ都民等の意見を聴くこととする」とする方向で検討を進めます。この都民等には、当事者、支援者、関係機関を含むと考えています。

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
75	総合支援体制の整備	「総合的な支援体制の整備に努める」とあるが、「整備に努める」でなく、「整備を行う」にする必要がある。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
76	総合支援体制の整備	国、区市町村、民間支援団体等と「連携・協力」とあるが、それぞれの役割をもっと明確にしていく必要がある。	
77	相談及び情報の提供等	「紹介等」とありますが、「連絡調整」等の文言にすべきである。紹介とは一般的に「引き合わせること」の意味で、その場限りの引継ぎとも読める。被害者等が二次被害を受けることなく、途切れのない支援につなげるためには、相互連携を前提とする「連絡調整」のような用語の方が適している。	
78	相談及び情報の提供等	被害者等が事件について何度も同じことを話す必要がないように、被害者等が赴く相談窓口はできるだけ少なくなるように、できればワンストップ・サービスにしてほしい。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
79 ～ 85	相談及び情報の提供等	被害者が弁護士に対する法律相談を行うことができるよう、都が実施することを明記すべきである。	
86	相談及び情報の提供等	全国的に被害者支援の総合窓口はすでに設置されているが、都民が犯罪被害に遭った時に、どの窓口に行けば必要な支援が受けられるのかを明示されていない自治体が多い。相談及び情報の提供は整備しなければならない事項ですが、まずは窓口の明示化、そこで行われる情報の質の担保等を整備することが必要になるので、その点も考慮しながら条文化してほしい。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
87	心身に受けた影響からの回復	「影響」という言葉はあらゆる変化や反応を含むので、「被害」あるいは「悪い影響」あるいは「有害な影響」とすべきである。	
88	心身に受けた影響からの回復	保健医療サービスの中には、医療費に係る情報の提供ほか、相談、医療機関の紹介、臨床心理士等によるカウンセリングの実施等も含むことを前提としてほしい。	
89	心身に受けた影響からの回復	心身に受けた影響からの回復のために、都が無償で保健医療サービス、福祉サービスを提供するならともかく、もし無償でない場合には、それらサービスの「情報」の提供となるのではないか。	

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
90	安全の確保	三重県では、再被害及び二次被害を防止することが条文化されている。繰り返される犯罪において、加害者からの再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、一次保護や施設等への入所による保護、被害防止に関する助言等を行うなど安全の確保を優先した支援を行う必要がある。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
91	安全の確保	保護や指導だけでは不十分なことが生じた場合、安全の確保をどう行うか明記が必要である。	「施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講じます。」とする方向で検討を進めます。
92 ～ 93	安全の確保	「安全の確保」に関する記述に「二次被害の防止」が入っているが、二次被害は「安全の問題」ではないのでおかしい。「再被害」を防ぐために安全の確保をするのではないか？	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
94	安全の確保	二次被害防止の課題を「配慮に努める」ではなく強調、重視した内容に変えるべきである。	
95	安全の確保	安全の確保は、まず迅速におこなわれることが大事である。	
96	居住の安定	「ローンを抱えた被害者の救済」を課題の一つとして検討してほしい。	
97	居住の安定	「一時的な利用のため」とあるが、もう少し具体性が必要である。	
98	居住の安定	引っ越しの費用も必要となる場合もあるので、導入に向け検討してほしい。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
99	雇用の安定	雇用の安定のために、事業者は理解を深めるだけでなく、被害者と相談しながら職種や労働時間、人間関係等の職場環境を、長期的な観点から、改善・提供するよう心がけるべきである。	
100 ～ 110	経済的負担の軽減	国には「犯罪被害者等給付金」制度があるが、申請及び審査に時間が掛り、現在、給付されるまでに平均6ヶ月と聞く。「直後の葬式代に困った」という被害者も身近にいる。支援金や見舞金等自治体独自の施策を検討してほしい。	
111	経済的負担の軽減	損害賠償金が支払われない場合は、共助の見地から立替払い制度も取り入れてほしい。	

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
112 ～ 120	経済的負担の軽減	「経済的助成に関する情報の提供及び助言」に「その他の必要な施策を講ずるもの」とすることを付け加えるべきである。	「その他必要な施策を講ずるものとする」を加える方向で検討を進めます。
121	経済的負担の軽減	損害賠償請求訴訟や被害者参加制度の利用等、法的な問題の解決に向けて、犯罪被害者支援に精通している弁護士の相談窓口も必要である。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
122 ～ 123	経済的負担の軽減	京都アニメーション事件の実名報道の有無についての議論がありましたが、具体的な施策として、マスコミなどから被害者の名誉とプライバシーを守るために、都の予算で被害者に弁護士をつけことができると、世界に開かれた成熟都市としての根拠を示せると思います。	
124	経済的負担の軽減	子供の学費等で被害者家族が悩まなくても済むようにしてほしい。	
125 ～ 130	都内に住所を有しない被害者への支援	既に起きた事件の多くに見られるように、他府県にまたがる犯罪や被害者に対応するには、民間支援団体だけでできるものではなく、都、区市町村、事業者が、場合によっては他の地方公共団体と、連携・協力する必要がある。	「民間支援団体と連携」を「関係機関等と連携」と見直す方向で検討を進めます。
131	都内に住所を有しない被害者への支援	海外からの旅行者に対する支援についても規定する必要がある。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
132	都民の理解の増進	広報啓発を行う「犯罪被害者を考える週間」を作してほしい。この週間においては、東京都全体が「犯罪被害者を考える週間」であることがわかるように、視覚的に訴えることを強化することで、誰もが被害者になる可能性があるのだから、当事者として犯罪被害を考え、どのような背景を抱えていたとしても同じ都民として優しさを分かち合う成熟した都市を体現してほしい。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
133	都民の理解の増進	都民の理解の増進を、有効かつ現実的なものとするための具体案を検討するために、幅広い分野からの意見を反映させるようにしてほしい。 特に、地域社会での無理解な言動や、ネット社会での虚偽の拡散や炎上等による二次被害も多いこと、また、小学校から大学までの学校教育の中で、被害者にも加害者にもならないために必須にしてほしいこと等から、広報、啓発活動には都民の多くの人に関わって、一人ひとりが自分事と認識することが大事である。	
134	都民の理解の増進	「命の大切さを学ぶ授業」及び「生命のメッセージ展」等を従前より一層活用すべきである。	

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
135	民間支援団体に対する支援	民間支援団体には、情報提供や助言を行うだけでなく、支援を行うボランティアに保険をかけるなど、安心して支援活動ができるような環境整備を行ってほしい。もしくは、公益社団法人被害者支援都民センターへの支援を強化してほしい。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
136	民間支援団体に対する支援	民間支援団体への支援の提供が被害者等にとって連携不足、協力不足にならないよう被害者団体にも同様に行うべきである。	
137	民間支援団体に対する支援	民間支援団体において、「被害者等の支援に関し顕著な功績があったものを表彰することができる」と規定している公共団体や、実際に年次行事で表彰している団体があると聞いていますが、表彰や認定などはその団体の内部でおこなうものであり、条例で規定したり、犯罪被害者等が参加している行事で公然とおこなうべきではない。支援の意味を取り違えた、このような条文を作らないようにしてほしい。	いただいたご意見については、条文検討の参考とさせていただきます。
138	人材の育成	支援従事者が、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないように、研修の実施やその他の必要な施策を講じていただければと思う。支援従事者は支援する人、被害者は支援される人という線引きのもとで、支援従事者が被害者等に二次被害を与えるケースも少なくないので、是非条文化してほしい。	基本理念を「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。」とする方向で検討を進めます。
139	人材の育成	人材の育成については、基礎的な支援の知識とスキルと経験が必要ですが、支援者の誰もが同じ顔、言葉、言動である必要はない。犯罪被害者等はあらゆる面で多様ですから、表彰されるような支援者が、すべての犯罪被害者等の支援の適任者とは限らない。多様な支援者の育成を目指してほしい。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。 いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
140	人材の育成	総合的・計画的に行動できる「コーディネーター」役となる人材を育成してほしい。	
141	人材の育成	人材の育成について、支援を担う人材に対する研修の実施は犯罪被害者の意見を取り入れて行うことが大切である。	
142	個人情報の適切な管理	個人情報についての条文の趣旨は、二次被害を防止するためであることを明記すべきである。	

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
143	個人情報の適切な管理	標題及びその後の文章内に、「適切な管理」「適切に管理」とあるが、これだけでは不十分である。	
144	個人情報の適切な管理	「個人情報の適切な管理」の「適切」というのは曖昧で、犯罪被害者等にとっては不安が付きまとう。個人の情報は慎重に扱い、二次的被害の防止のために適切に管理し、漏洩がないよう常に万全の予防と対策を講じ、安全の確認をすべきである。	いただいたご意見については、条文検討や施策の参考とさせていただきます。
145 ～ 154	全体	条例の名称を「東京都犯罪被害者等支援条例」ではなく、「東京都犯罪被害者等基本条例」としてほしい。	条例は、犯罪被害者等基本法第5条に基づき、国との役割分担を踏まえ、被害者支援に関し、都として実施すべき施策を規定するものであり、条例の名称は、条例に規定する内容を踏まえ「支援条例」とする方向で検討を進めます。
155 ～ 163	全体	「二次的被害」ではなく「二次被害」と表記すべきである。	「二次的被害」あるいは「二次被害」については、関係機関ごとにそれぞれの使用がされていますが、国の「犯罪被害者等基本計画」において「二次的被害」とされているのに合わせ、「二次的被害」とする方向で検討を進めます。
164 ～ 171	全体	東京都犯罪被害者等支援条例の構成に関する基本的考え方（案）における【基本的な施策について】のなかに、「財政上の措置」に関する項目（都は被害者等に対して必要な財政上の措置を講ずる）を独立して設けるべきである。 （注・現在の基本的考え方（案）は18項までしかないが、新設すべき）	「財政上の措置」を設ける方向で検討を進めます。
172	全体	緊急時の被害者支援についての規定は必要である。例えば、神奈川県犯罪被害者等支援条例には、「第22条県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、当該事案の発生直後における情報の提供、病院等への付添い、精神的な不安の軽減その他の必要な緊急支援を実施するものとする。」とあり、他府県にもこのような緊急時の条文を記している条例を制定しているところがある。	「緊急支援の実施」を設ける方向で検討を進めます。
173	全体	「二次的被害」が具体的にどういうものか、わかるようにしてほしい。	「二次的被害」を「犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害」と定義する方向で検討を進めます。

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
174	全体	都は都民や事業者の上に立つ立場として、「二次被害の防止を行う」というより明確な表記が必要である。	基本理念において「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない」とする方向で検討を進めます。
175	全体	「二次的被害への配慮」「二次的被害の防止」とあるが、本当に配慮や防止だけで、被害者の気持ちや苦しみに寄り添えるのか。	
176	全体	二次被害防止のために事業者のへ啓発をぜひやってほしい。大切なことである。	条例は、目的や基本理念、基本的な施策の方向性を規定することとしており、具体的な施策は、別途検討していきます。いただいたご意見については、施策の検討の際の参考とさせていただきます。
177	全体	これまで起きた重大事件を振り返り、教訓とし、常に最悪の事態に対処できる心構えで支援策を構築してほしい。	
178	全体	常に「犯罪被害者等の立場に立ったきめ細かい適切な支援」を提供する施策を講じてほしい。	
179	全体	被害者等に一番身近な区市町村が日常生活の支援ができるように必要な施策を講じてほしい。	
180	全体	全国どこでも同じ支援が受けられるよう、地域自治体の中に於いて、東京都のリーダーシップを期待する。	
181	全体	<p>犯罪被害者、そしてその家族の気持ちを考え、心ある対応が尽くされるよう対応していただきたい。何もしていない善良な国民が不慮の被害に遭遇する、このことに対して加害者側からも損害金を出させて現在の政府からの補償金と併せ支援すればいい。（民事裁判の結論を待っているのは遅い）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者は、精神的なショックを受けているため、例えば、カウンセリングなどを行い、その結果や生活状況を考慮し、公的扶助などの経済的な援助 犯罪で、大黒柱や幼い子供を殺された家族が安心して生活できる補償 など 	

No.	項目	意見の概要	意見に対する都の考え方
182	全体	状況提供、または助言といった表記が多く、都が責任主体として被害者支援に取り組む姿勢、責任感が感じられない。	いただいたご意見については、条文検討や施策の参考とさせていただきます。
183	全体	首都東京の犯罪被害者等支援条例の構成として、全体的に粗雑さを感じます。オリンピックパラリンピックを前にサリン事件や爆弾事件を想定したテロ対策の訓練がおこなわれていますが、同レベルの犯罪被害者等支援条例ができるような期待が持てません。他府県に比し、条例制定時期に後れた分、内容は他府県の見本になるような充実した条例を作ってください。	
184	全体	次世代を担う若者・子供達にも“犯罪被害者”へ理解を深め、誰もが安全安心に暮らせる社会づくり、命を大切にするための教育が必要です。都・都民と併せ学校や教育機関の責務も謳ってほしい。	
185	全体	「学校責務」がないのはおかしい。特に学校における「被害者理解」のための教育は、被害者が安心して住める社会を作るだけでなく、犯罪者を生まない、つまり、被害者をつくらない安全な社会につながる。	
186	全体	「東京都犯罪被害者等支援条例」がしっかりと犯罪被害者等に向き合った、寄り添った支援であり続ける内容にしてほしい。	
187	全体	被害者の苦しみにちゃんとよりそった条例にしてほしい。	